

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年2月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第739号	副産石灰肥料	サン粒状カキ副産石灰	アルカリ分40.0	含有が許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	株式会社サン横川 香川県高松市塩江町大字安原上1356	平成23年2月15日